組合員の皆様へ

健康保険証が**廃止**になります

マイナ保険証をご利用ください

発行済の組合員証・被扶養者証（健康保険証（水色））は、**令和７年１２月２日**から利用できなくなります。

医療機関等を受診する際は、マイナ保険証をご利用ください。

マイナ保険証とは？

● マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したものです。

マイナ保険証ならではのメリット

- ☑ 過去のお薬・診療データに基づく、**より良い医療**が受けられる
- ☑ 突然の手術・入院でも**高額支払いが不要**になる
- ☑ 救急現場で、**搬送中の適切な応急処置や病院の選定**などに活用される

など

Q＆A

Q１　マイナ保険証の利用登録をしたか忘れてしまったら？

A１　マイナポータルにログインし、ホームタブ内の「健康保険証」をクリック。「利用登録状況」に「登録済」と表示されていれば登録が完了しています。

Q２　マイナ保険証を持っていますが、資格確認書も交付してもらえますか？

A２　マイナ保険証を持っている方には、資格確認書は交付できません。
マイナ保険証利用登録の解除を希望する方は、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を所属所の共済事務担当者に提出（任意継続組合員は共済組合に直接郵送）してください。

マイナ保険証の利用登録はどうすればよい？

登録には３つの方法があります。

＜いずれの場合でも用意するもの＞　マイナンバーカード、暗証番号（４桁）

方法１　スマートフォンで登録

①「マイナポータルアプリ」をインストールして起動
②「申し込む」をタップし、利用規約等に同意
③マイナンバーカードを読み取る

方法２　医療機関・薬局等で登録

医療機関等の顔認証付きのカードリーダーで申込み

方法３　セブン銀行ATM画面で登録

①「マイナンバーカードでの手続き」を選択
②「健康保険証利用の申込み」を選択

マイナンバーカードの申請・利用方法等の詳細は、当共済組合ホームページに掲載されている「使って便利！マイナ保険証」リーフレットをご覧ください ▶

資格確認書の交付

令和６年１２月１日以前に加入した方でマイナ保険証を**お持ちでない方**には

令和７年１０月中旬に、**資格確認書を一斉交付**します

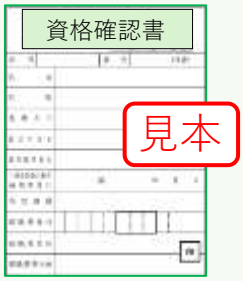

資格確認書とは？

- マイナンバーカードを持っていない方、持っていても健康保険証の利用登録をしていない方や、新たに組合員・被扶養者となったばかりの方に発行される。はがきサイズの厚紙。

  有効期限：令和１２月９月３０日（５年）

医療機関等での利用方法

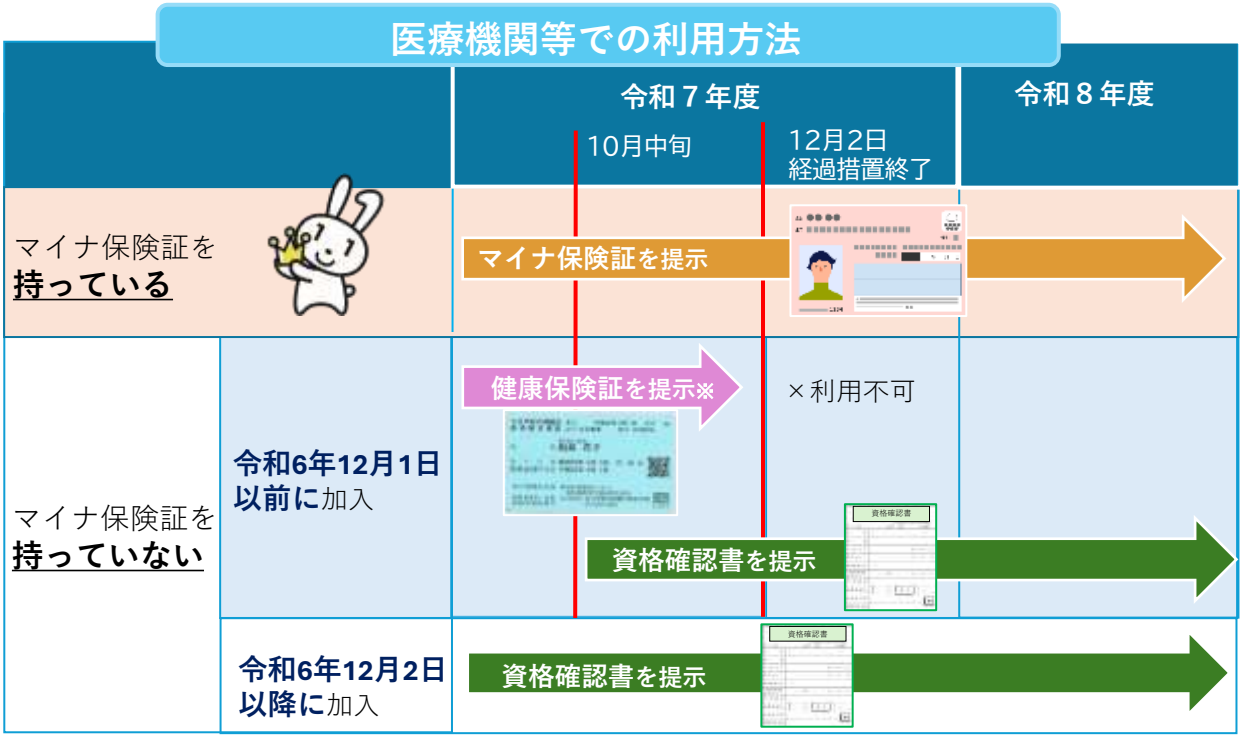

※　マイナ保険証を持っている方で健康保険証もお持ちの方も令和７年１２月１日まで提示できます。

健康保険証（水色）はどうすればよい？

令和７年１２月２日以降、健康保険証の返却は**必要ありません。**
ご自身で破棄してください。

１２月２日以降 → ご自身で破棄

※ １２月１日までは現行通りの取扱いです。
※ 資格喪失日が令和７年１２月１日以前の場合は、従前のとおり届出に添えて健康保険証の返却が必要です。

＜問合せ先＞公立学校共済組合東京支部給付貸付課資格担当　電話 ０３－５３２０－６８２６
※ 現職の組合員の方は所属所の事務担当者にお問合せください。